

**「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」**

21世紀におけるインターネット政策の在り方<平成13年諮問第3号>

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割<平成16年諮問第8号>

コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方<平成19年諮問第12号>

**第五次中間答申(平成20年6月27日 情報通信審議会) <抜粋>****第2章 コンテンツ取引市場の形成と、取引の活性化に向けて****第3節 提言****I 放送コンテンツの取引に係る制度****(2) 制度に係る提案・諸外国の制度等に関する評価等****② 諸外国の制度等****iii) 制度に関する考え方****A 制度の導入の要否**

昨年6月の情報通信審議会への諮問事項(平成19年6月諮問第12号)である「放送コンテンツの競争力の強化」を実現するために、最も重要な事項の一つが、「高品質の放送コンテンツの製作と供給が安定的に継続していくこと。」であり、そのためには、多様な製作主体の間で、透明・公正なルールの下に競争が実現されていくことが望ましいと考えられる。

以上のような方向性を検討するにあたって問題となる、競争が実現するために、諸外国の事例にみられるような番組製作主体等に関する規制、制度の導入を検討する必要があるのか否かという点については、当審議会としては、上記 i)・ii) に示した検討状況を踏まえ、それぞれ以下のように捉えるべきではないかと考える。

1) 諸外国における制度導入の背景となった、放送コンテンツ市場の特徴、我が国の市場との相異に関する分析に関する指摘については一定の合理性が認められると考えられる。

従って、現段階で、第四次中間答申に示した当審議会の基本的な立場を変更する必要性は認められず、放送コンテンツに関する「透明・公正な取引」や「製作主体の多様化」は、放送事業者、番組製作者や権利者等関係者が現在の努力を継続することによって、民間主導で確実に進捗するものと考える。

少なくとも、今直ちに、諸外国に見られるような、放送コンテンツの調達規制を実施する必要性は認められない。

2) なお、今回の審議の過程においては、諸外国においては、放送コンテンツの製作取引について、「透明・公正な取引」や「製作主体の多様化」等を目的とした制度が設けられている例があるが、我が国においては、こうした課題は既に民間主導で解決済みであり、特段の措置の必要はないという指摘があり、この点に関し相当の議論が行われたところである。

3) 放送コンテンツの制作取引の現状については、当審議会に加え、「放送コンテンツの制作取引の適正化に関する検討会」においても、取引の公正性・透明性の確保に係る関連法令順守の観点から、その実情の検証が行われており、特に下請代金支払遅延等防止法(下請法)との関係では、法令遵守に関するガイドラインの策定が検討されている状況にある。

下請法等については、既に適用範囲や規定内容が定められているルールであり、放送コンテンツ制作に係る公正性・透明性を確保するための手段の一つとして、当該ルールの解釈等に関するガイドラインが早期に策定され、ルールの遵守が徹底されていくべきことは言うまでもない

4) 以上に加えた、更なる措置の要否については、これまでの検討の経緯にかんがみれば、必ずしも認識の一致を見ていないと考えられる。こうした認識の相違については、いずれの立場が事実に沿ったものであり、かつ合理性があるか、当審議会として判断する十分な審議を尽くしたとは必ずしも言い難い状況にあると考える。

こうした状況にあって、当審議会としては、放送コンテンツの制作取引の現状について、これまでの審議過程、下記Bや上記の取り組みの現状を含め、引き続き放送事業者、番組制作者等関係者から更に説明を求め、現状を検証するとともに、所要の措置の在り方やその要否について、引き続き検討していく必要があると考える。

## B 民間主導の取組の促進

第四次中間答申にて、放送コンテンツの制作過程のプロセスの透明化を進め、新たな制作主体の参入を更に促進することにより、コンテンツの多様化・高品質化を図るとともに、コンテンツ取引の促進、これを通じた視聴機会の拡大、多様化を図るため、民間主導の実証実験を実施することを提案したところである。

当該実証実験については、前述したとおり、AMDにより現在トライアルが実施されているところである。放送事業者等関係者の協力の下、放送コンテンツのマルチユースと、取引の促進に意欲ある番組制作者から53件にのぼる応募があり、そのうち19件が優れたコンテンツ企画として表彰されている。表彰されたものの内、既に実際の放映に向けた交渉に着手したのも数件あるところである。

上記(2)①に示した議論がより実りあるものとなるためにも、こうした民間での取組が確実にフォローされ、経過と結果が明確にわかりやすく説明されることが必要であると考える。

今回の審議の過程では、実証実験の推移、現状について、審議会の場における十分な説明がないとの指摘もあったところである。今後当審議会としても、実証実験関係者から適時報告を求め、十分なフォローアップを実施していくこととする。

### Ⅲ 今後の検討について

今回の審議結果を踏まえ、放送コンテンツの取引促進に向けて講ずべき具体策について、当審議会としての考え方は、概ね以上のとおりである。

以上で述べたことに関し、再度要点を下記に示して内容を確認するとともに、今後の検討の進め方を示して、今回の中間答申の結びとする。

#### (1) 放送コンテンツの取引・マルチユースの促進に向けた三つのトライアル

放送コンテンツの取引促進については、まずは民間主導による、以下の三つの取組を促進することとし、政府は、「コンテンツ取引促進の効果を検証するトライアル」と位置づけ、所要の支援を行うとともに、当該トライアルの効果を検証していくべきである。

##### ① 番組製作者が著作権情報等を保有する放送コンテンツについて、取引情報データベースの構築に取り組むこと

番組製作者が自らリスクとコストを負担して、自らが著作権情報等を保有する放送コンテンツについて、取引情報データベースを構築していく取組について、国としても一定の支援を実施していく。さらに、当該取組については、より効果的、効率的な情報の集約、マルチユース展開を目指し、権利者が独自に構築しようとしているデータベースとの連携を図ることも必要である。また、当該データベースの構築にあたっての前提として、放送コンテンツの番組製作者への著作権帰属の取扱いが公正なルールの下で行われることが求められる。

##### ② 我が国において、海外市場向けに、放送コンテンツの見本市を新たに創設すること。

(2)③に示したとおり、我が国における放送コンテンツに関する海外でのプレゼンスを高め、国際競争力の強化を図っていくために、放送事業者が自ら合理的なコストとリスクを負担して、放送コンテンツの見本市を創設し、取り組んでいくことについて、国としても一定の支援を行うとともに、当該取組に関する効果を検証していくことが必要であると考え。その際には、対象となるコンテンツについて日本全国の放送事業者や番組製作者が製作したコンテンツにも視野を広げることが重要であると考え。

##### ③ 自ら製作のリスクを負担し、マルチユースに取り組む意欲ある番組製作者に対し、製作・放映等の機会を提供していくこと。

当該取組については、現在既に、マルチユースを前提とした企画が選定され、そのうちの一部については、実際の放映、展開に向けた交渉に動き始めているところである。当審議会としては当該取組について、放送コンテンツの製作過程のプロセスの透明化を進め、新たな製作主体の参入によるコンテンツのマルチユース促進に向け、トライアルの進捗状況について十分なフォローアップを行っていくことが必要である。

## (2)「民間トライアル」の検証

今後、当審議会においては、上記の三つのトライアルの進捗状況、結果について随時報告を求め、たゆまぬ検証作業を行い、効果を検証していくこととする。

また、今回の検討では、「制度」によるコンテンツ流通という方策に関して、まずは民間主導による取組により、マルチユース展開を図っていくことが必要ではないか、ということが共通認識として、あげられ、今回のトライアルについては一つの試金石として位置づけるとの意見もあったところである。

以上を踏まえ、当審議会としては、上記トライアル等の取り組みの現状を含め、放送コンテンツの制作取引の現状について、引き続き放送事業者、番組製作者等関係者から更に説明を求め、これを検証するとともに、公正で透明なコンテンツ取引市場の実現と、これによりコンテンツ流通の促進のための所要の措置の在り方やその要否について、引き続き検討していくこととする。